**バリアフリーに関するアンケート調査**

|  |
| --- |
| 道では、平成10年４月から「福祉のまちづくり条例」を施行し、高齢者、障がいのある方などが、地域で自立した生活が送られるよう、階段等への手すりの設置や多目的トイレの設置などの建物のバリアフリーのほか、様々な心身の特性や考え方をもつすべての人々が、お互いに理解を深め支え合う「心のバリアフリー」を推進しています。今後の施策の参考とさせていただくため、バリアフリーに関するアンケート調査を実施しますので、ご協力をよろしくお願いいたします。○記入方法　　　設問ごとに、該当箇所に○印をつけるか、直接ご記入ください。○回答票の取扱　　　回答票に記載された内容は、調査目的以外に使用することはありません。○お問い合わせ先・回答先　　　〒060-8588　札幌市中央区北３条西６丁目北海道保健福祉部福祉局地域福祉課企画調整係担 当：北 原　　　TEL：011-231-4111(内線 25-615)FAX：011-232-4070　E-mail：kitahara.jun@pref.hokkaido.lg.jp |

**〈はじめにご自身のことについてうかがいます。〉**

問１　あなたがお住まいの地域（振興局）を次から選んでください。

　　　１　空知　　２　石狩　　３　後志　　４　胆振　　５　日高　　６　渡島　　７　檜山

　　　８　上川　　９　留萌　　10　宗谷　　11　オホーツク　　12　十勝　　13　釧路

14　根室

問２　あなたの性別を選んでください。

　　　１　男性　　２女性

問３　あなたの年齢を次から選んでください。

　　　１　18~29歳　　２　30~39歳　　３　40~49歳　　４　50~59歳

　　５　60~69歳　　６　70歳以上

問４　あなたの主な職業は何ですか。次から選んでください（１つお選びください）。

　　　１　常勤（会社員、公務員、団体職員等）

２　パート、アルバイト（フルタイム含む）

　　　３　自営業　　　４　専業主婦　　　５　学生

６　無職　　　　７　その他（　　　　　　　　）

**〈バリアフリーについて、うかがいます。〉**

問５　あなたの周りに高齢者、障がいのある方、妊産婦、ベビーカーを使用している方、けがなどで一時的に手足が不自由な方など、行動制限を受ける方（以下「高齢者、障がい者等」といいます。）は、いらっしゃいますか（複数回答可）

　　　１　自分が高齢者、障がい者等である。

２　自分の家族が、高齢者、障がい者等である。

　　　３　友人、知人などに高齢者、障がい者等の方がいる。

　　　４　自分の周りに高齢者、障がい者等の方はいない。

問６ バリアフリーという言葉を知っていますか。

１　よく知っている。　　２　だいたい知っている。

　　３　あまり知らない。　　４　知らない。

問７　心のバリアフリーという言葉を知っていましたか。

|  |
| --- |
| ■心のバリアフリー　障がいのある方、高齢者などのほか、健常者を含む様々な心身の特性や考え方をもつすべての人々が、お互いに理解を深め、コミュニケーションとり、支え合うこと。　（例）視覚障がいのある方に信号が変わったときへの声かけ車いすマークのある駐車スペースに必要のない方は駐車しない。　　　　視覚障がい者用点字ブロック上への自転車の放置しない　など |

１　よく知っていた。　　　　２　だいたい知っていた。

　　３　あまり知らなかった。　　４　知らなかった。

問８　道では、階段等の手すりの設置、多目的トイレの設置など建物のバリアフリーや「心のバリアフリー」を進めるため、平成10年４月から「福祉のまちづくり条例」を施行しています。あなたは「福祉のまちづくり条例」を知っていますか。

　１　よく知っている。　　２　だいたい知っている。

　　３　あまり知らない。　　４　知らない。

問９　道では、福祉のまちづくり条例に基づき、優良事例の表彰や建物を建築する際に専門的な助言を行うためアドバイザーの派遣等を実施していますが、こうした取組を知っていますか。

１　よく知っている。　　２　だいたい知っている。

　　　３　あまり知らない。　　４　知らない。

問10　問７、問８、問９で「よく知っている。」「だいたい知っている。」を選んだ方にうかがいます。どのような方法で知りましたか。（１つお選びください。）

　　　１　パンフレット等の出版物　　２　道のホームページなどインターネットによる啓発

　　　３　イベント等における啓発（パネル展など）

　　　４　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　）

問11　福祉のまちづくり条例やその取組等を普及啓発する上で、今後どのような普及啓発の取組が有効と思われますか。（１つお選びください）

　　　１　パンフレット等の出版物　　２　道のホームページなどインターネットによる啓発

　　　３　イベント等における啓発（パネル展など）

　　　４　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

問12　道では、平成10年に福祉のまちづくり条例を施行してから、建物のバリアフリーとともに、心のバリアフリーを進めてきましたが、それぞれ、どの程度進んだと感じているか、うかがいます。（ご自身の感覚で構いません）

　　　１　建物のバリアフリーは一定程度進んだと感じるが、心のバリアフリーは進んでいないと感じる。

　　　２　心のバリアフリーは一定程度進んだと感じるが、建物のバリアフリーは進んでいないと感じる。

　　　３　建物のバリアフリー、心のバリアフリーともに進んでいないと感じる。

４　建物のバリアフリー、心のバリアフリーともに一定程度進んだと感じる。

５　わからない。

問13　「心のバリアフリー」を進めていくうえで、何が重要だと思いますか。（２つまで回答可）

　　　１　学校での子どもの教育　　　　２　地域住民を対象とした学習会（車いす体験会等）

　　　３　民間事業者への接遇向上研修　４　行政によるイベントの開催

　　　５　啓発資料の配付　　　　　　　６　ホームページでの情報提供

　　　７　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

問14　あなたは、福祉のまちづくり条例に基づき、様々なバリアフリーを進めていくうえで、行政（北海道）が果たすべき役割として、何が重要だと思いますか。（２つまで回答可）

１　意識の高揚を図るための普及啓発　　２　民間事業者に対する支援

　　 ３　民間事業者と共同・連携した取組　　４　ボランティアの育成、活用

５　わからない。　　　　　　　　　　　６　特に重要と思うものはない。

　　　７　その他（　　　　　　　　　　　）

**〈車いすマークのある駐車スペース（以下「障がい者等用駐車スペース」といいます。）についてうかがいます。〉**

問15　障がい者等用駐車スペースは、車いすを使用している方や身体の不自由な方のため、駐車スペースの幅が広いこと、建物の出入口の近くにあることを知っていますか。

　　　１　知っていた。　　２　知らなかった。

問16　障がい者等用駐車スペースに、障がいのない方など、必要のない方が駐車している不適切な利用を見たことがありますか。

　　　１　ある　　　２　ない

問17　障がい者等用駐車スペースの不適正利用を防ぐために有効な方法は、次のうち、どのような方法だと思いますか（３つまでお選びください。）。

　　　１　利用者のモラルの問題であり、特に対策の必要はない。

２　一般住民に向けた、適正利用に関する普及啓発

　　　３　駐車場管理者による案内・巡回指導

４　駐車場管理者による不適正利用の車両に対する警告文書の貼り付け

　　　５　利用証の発効など、新たな制度の導入

　　　６　一般用駐車スペースの増設

７　障がい者等用駐車スペースの増設

　　　８　障がい者等用駐車スペースの案内標示の強化（路面の青色塗装、案内板の設置）

　　　９　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　）

その他、ご意見などがありましたら、ご自由に記入をお願いします。

|  |
| --- |
|  |

ご協力ありがとうございました。